



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年10月4日(火) 第10040号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○同	2
○道路の供用開始(同)	3
公 告	
○使用者委員等の候補者の推薦(労働政策課)	3
選挙管理委員会告示	
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	6
落 札	
○落札者等の決定(がんセンター)	6

■ 告 示

◎群馬県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月4日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	122号	太田市只上町525番地先から同市東今泉町201番の1地先まで	前	35.1～199.0	1065.0
			後	29.7～195.0	1065.0

◎群馬県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月4日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	金井高崎線	甘楽郡甘楽町大字福島字藻田74番の2地先から同郡同町大字庭谷字熊野森393番の1地先まで	前	7.0～23.5	1911.9
			後	10.5～58.6	1191.7

◎群馬県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月4日

群馬県知事 山本 一 太

道路の	路線名	区 間	変更の	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-----	-----	-------	-----

種類			前後別	メートル	メートル
県道	東御孺恋線	吾妻郡孺恋村大字田代字吾妻山1017番の55地先から同郡同村大字同字同1017番の1256地先まで	前	7.6~8.0	73.0
			後	7.6~8.0 5.1~8.4	73.0 92.0

◎群馬県告示第234号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月4日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	東御孺恋線	吾妻郡孺恋村大字田代字吾妻山1017番の55地先から同郡同村大字同字同1017番の1256地先まで	令和4年10月4日

■ 公 告

群馬県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の任期が令和5年4月7日をもって満了することに伴い、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の1第3項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、次期委員を任命したいので、推薦資格を有する使用者団体又は労働組合は、次により使用者委員又は労働者委員の候補者を推薦してください。

令和4年10月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 推薦資格 使用者委員候補者又は労働者委員候補者の推薦資格は、群馬県内のみ組織を有する使用者団体又は労働組合であり、かつ、労働組合にあつては、群馬県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。
- 2 被推薦者の資格 労働組合法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。
- 3 推薦手続
 - (1) 推薦資格を有する使用者団体は、別記様式第1号による推薦書に被推薦者の履歴書を添えて、群馬県産業経済部労働政策課へ提出すること。
 - (2) 推薦資格を有する労働組合は、別記様式第2号による推薦書に被推薦者の履歴書及び群馬県労働委員会から交付された労働組合法適合証明書の写しを添えて、群馬県産業経済部労働政策課へ提出すること。
- 4 推薦書類の受付期間 令和4年10月4日から同年12月2日まで

別記様式第1号

推 薦 書

年 月 日

群馬県知事 山 本 一 太 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

労働組合法施行令第21条の規定により、群馬県労働委員会の使用者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	生年月日	所属会社又は事業所の名称 及び所在地並びに所属会社 又は事業所における地位	所属団体 における 地 位	略 歴	労働組合法 第19条の4 該当の有無

別記様式第2号

推 薦 書

年 月 日

群馬県知事 山 本 一 太 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

労働組合法施行令第21条の規定により、群馬県労働委員会の労働者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	生年月日	所属団体の名称及びその事務所の所在地	所属団体における地位	略 歴	労働組合法第19条の4該当の有無

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第64号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和4年10月4日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表1の項中「医療法人社団慶友会慶友整形外科病院 同 赤生田町2267番1」を「社会医療法人社団慶友会慶友整形外科病院 同 赤生田町2267番1」に、表2の項中「グランヴィル前橋 住宅型有料老人ホームグランヴィル前橋 同 千代田町三丁目3-20」を「グランヴィル前橋 同 千代田町三丁目3-20」に改める。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年10月4日

群馬県立がんセンター院長 鹿沼達哉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 電子カルテ等運用支援業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617-1
- 3 落札者を決定した日 令和4年9月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社アークシステムサービス 群馬県前橋市上細井町2316-4 上細井ビル2F西棟
- 5 落札金額 31,680,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年6月17日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111